

別記第1号(10(1)関係)

筆界特定受付等記録簿

手続番号	受付年月日	対象土地		手続終了年月日・ 手続終了事由	備考
		不動産所在事項	不動産番号		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

別記第4号（10（4）関係）

つづり込み帳番号 第 号

筆界特定書つづり込み帳

法務局 出張所

別記第5号（10（5），156関係）

番号	手続番号	登記 官印	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

別記第6号（50関係）

平成 年 月 日

（地方）法務局筆界特定登記官 殿

住 所

氏 名

⑩

筆界特定の申請の特定承継の申出書

私は、下記の筆界特定の手続について、筆界特定の申請人 の地位を承継することを申し出ます。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番

何市区郡何町村大字何字何何番

別記第7号（58関係）

筆日第
平成 年 月 日

（地方）法務局 出張所 御中

（地方）法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定の申請の受付をした旨の通知について
別添のとおり、筆界特定の申請の受付をしたので、通知します。手続番号及
び対象土地は、下記のとおりです。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

（注） 筆界特定の申請書の写しを添付する。

別記第8号（60関係）

筆日第
平成 年 月 日

法務局長 殿

（地方）法務局
筆界特定登記官

職印

管轄（地方）法務局指定請求書

下記対象土地は、何（地方）法務局と当局の管轄区域にまたがっているため、
当局（又は何（地方）法務局）を管轄（地方）法務局に指定されたく、何（地
方）法務局と協議の上、請求します。

記

別記第9号（60関係）

筆日第
平成 年 月 日

法務大臣 殿

（地方）法務局
筆界特定登記官

職印

管轄（地方）法務局指定請求書

下記対象土地は、何（地方）法務局と当局の管轄区域にまたがっているため、
当局（又は何（地方）法務局）を管轄（地方）法務局に指定されたく、何（地
方）法務局と協議の上、請求します。

記

別記第10号（60関係）

筆日第 号
平成 年 月 日

（地方）法務局 筆界特定登記官 殿

法務局長

職印

管轄（地方）法務局指定書

平成何年何月何日付け筆日第何号をもって請求のあった管轄（地方）法務局の指定の件については、貴局（又は何（地方）法務局）を管轄（地方）法務局に指定します。

別記第11号（62関係）

筆日第
平成 年 月 日

（地方）法務局 御中

（地方）法務局
筆界特定登記官

職印

移 送 書

貴局に管轄指定のあった下記対象土地の筆界特定申請書類を不動産登記規則第215条において準用する同令第40条第1項の規定により、移送します。

記

別記第13号（102関係）
（表面）

	第 号
身 分 証 明 書	
写 真	(地方) 法務局 筆界調査委員 氏 名 年 月 日生
上記の者は、(地方) 法務局の筆界調査委員であることを証明する。	
年 月 日	(地方) 法務局長 何 某 印

（裏面）

注意事項

- この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
- この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は退職し若しくは転職したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。
- この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

不動産登記法抜粋

第137条（立入調査） 法務局又は地方法務局の長は、筆界調査委員が対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査を行う場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、筆界調査委員又は第134条第4項の職員（以下この条において「筆界調査委員等」という。）に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 法務局又は地方法務局の長は、前項の規定により筆界調査委員等を他人の土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。
- 第1項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 第1項の規定による立入りをする場合に、筆界調査委員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 国は、第1項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第162条（検査の妨害等の罪） 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 第29条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第29条第2項の規定による文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものを提示せず、若しくは虚偽の文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものを提示し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第137条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

別記第14号（104, 121関係）
（地方）法務局 筆界特定登記官 殿

筆界調査委員調査票表紙

下記の筆界特定の手続について、当職らが行った事実の調査の結果は、別添調査票のとおりである。

平成 年 月 日
筆界調査委員 ⑩
筆界調査委員 ⑩

記

（手続の表示）

手続番号 平成 年第 号

（対象土地，申請人及び関係人の表示）

調査票（地図，地図に準ずる図面，地積測量図等）

手続番号

平成

年第

号

作成年月日	
筆界調査委員氏名	
(隣接関係及び関係土地)	
(筆界線の形状)	
(公図の沿革)	
(地積測量図)	
(その他特記事項)	
/	

調査票（登記記録）

手続番号

平成

年第

号

作成年月日				
作成者				
土地の表示	地目	公簿地積	不動産番号	
(筆界形成の経緯等)				
(備考)				
				/

調査票（現地調査）

手続番号 平成 年第 号

作成年月日			
作成者			
調査の日時	概要	立会	
地形等 使用状況、境界 標その他の工作 物の有無			
面積			
縄のび等			
			/

収集資料

手続番号	平成	年第	号
------	----	----	---

資料の表示	提出者	年月日	摘要	備考
				/

別記第15号（117関係）

期 日 調 書	
手続番号	平成 年 第 号
筆界特定登記官	⑩
筆界調査委員	
出頭した者	
日 時	平成 年 月 日 午前 午後 時 分
場 所	
手続の要領	
その他	

別記第16号(122関係)

(地方)法務局 筆界特定登記官 殿

筆界特定意見書

手続番号 平成 年第 号

対象土地 甲 何市区郡何町村大字何字何何番

乙 何市区郡何町村大字何字何何番

標記手続について、下記のとおり、意見を提出します。

平成 年 月 日

筆界調査委員

氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

記

意見の内容

対象土地甲と対象土地乙との筆界は、 と特定するのが相当である。

意見の理由

別記第17号(124関係)

筆界特定書

手続番号 平成 年 第 号
対象土地 甲 何市区郡何町村大字何字何何番
不動産番号
乙 何市区郡何町村大字何字何何番
不動産番号
申請人 住 所
氏 名
申請人代理人 資 格 氏 名

上記対象土地について、筆界調査委員 の意見を踏まえ、次のとおり筆界を特定する。

結 論

対象土地甲と対象土地乙との筆界は、 と特定する。

理由の要旨

(地方)法務局
筆界特定登記官

職印

別記第18号(125関係)

	対象土地甲の所在		地番	
	対象土地乙の所在		地番	
			手続番	
			縮尺	1/

別記第19号（131，132，133，155関係）

筆 日 第 号
平成 年 月 日

（地方）法務局 出張所 御中

（地方）法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定手続記録の送付について

下記の筆界特定の手続について，筆界特定をしたので，別添のとおり，別紙
目録の筆界特定手続記録を送付します。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別紙目録

第1分類

1 (書類の標目)	枚
2	枚
3	枚
小計	枚

第2分類

1 (書類の標目)	枚
2	枚
3	枚
小計	枚

第3分類

1 (書類の標目)	枚
2	枚
3	枚
小計	枚

合 計	枚
-----	---

別記第20号（132，133関係）

筆日第 号
平成 年 月 日

（地方）法務局 出張所 御中

（地方）法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定書等の写しの送付について

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、別添のとおり、筆界特定書等の写しを送付します。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記第21号(134関係)

更 正 書

手続番号 平成 年 第 号

対象土地

甲 何市区郡何町村大字何字何何番

乙 何市区郡何町村大字何字何何番

申請人 住 所

氏 名

申請人代理人 資 格 氏 名

更正の内容

筆界特定書中何頁何行目の「 」を「 」に更正する。

平成 年 月 日

(地方)法務局

筆界特定登記官

職印

別記第22号(134関係)

筆 日 第 号
平成 年 月 日

(地方) 法務局長 殿

(地方) 法務局
筆界特定登記官

職印

更正申出書

下記1の筆界特定の手続に係る筆界特定書について、下記2のとおり更正するよう申し出ます。

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

2 更正を要する事項

※ 筆界特定書の写し及び更正を要することを証する資料を添付する。

別記第23号(134関係)

筆日第 号
平成 年 月 日

(地方)法務局
筆界特定登記官 殿

(地方)法務局長

職印

下記申出に係る筆界特定の更正を許可する(許可しない)。

記

1 申出書の表示

筆日第 号
平成 年 月 日

2 筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

3 更正を要する事項

別記第24号(135関係)

筆 日 第 号
平成 年 月 日

(地方)法務局 出張所 御中

(地方)法務局
筆界特定登記官

職印

更正書の送付について

下記の筆界特定の手続について、筆界特定書を更正したので、別添のとおり、
更正書を送付します。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記第25号(137(1)関係)

筆界特定の申請がされた旨の公告

下記のとおり、筆界特定がされたので、不動産登記法第133条第1項の規定により、公告する。

平成 年 月 日 (地方)法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記26号(137(2)関係)

筆界特定の申請を却下した旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は却下したので、不動産登記規則第244条第4項の規定により、公告する。

平成 年 月 日 (地方)法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記第27号(137(3)関係)

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

平成 年 月 日 (地方) 法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記第28号(137(4)関係)

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

平成 年 月 日 (地方)法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記第29号(137(5)関係)

筆界特定書を更正した旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定書を更正したので、不動産登記規則第246条第2項の規定により、公告する。

平成 年 月 日 (地方)法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記第30号(138関係)

平成 年 月 日

(地方) 法務局筆界特定登記官 殿

住 所

氏 名

印

筆界特定手続の通知先の届出書

下記1の筆界特定の手続について、私あてに通知をされるときは、下記2の通知先をお願いします。

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番

何市区郡何町村大字何字何何番

2 通 知 先

別記第31号（139関係）

平成 年 月 日

（地方）法務局筆界特定登記官 殿

住 所

氏 名

印

通知を受ける者の指定

私は、下記1の筆界特定の手続について、今後、下記2の者を通知を受ける者に指定します。

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番

何市区郡何町村大字何字何何番

2 住 所

氏 名

別記第32号（140（1）関係）

筆通第 号
平成 年 月 日

殿

（地方）法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定の申請がされた旨の通知について

別添のとおり、筆界特定の申請がされたので、不動産登記法第133条第1項の規定により、通知します。手順番号及び対象土地は、下記のとおりです。

なお、あなたは、同法第139条の規定により、筆界特定登記官に対し、意見又は資料を提出することができます。

詳細は、当（地方）法務局（不動産）登記部門にお問い合わせください。

（地方）法務局（不動産）登記部門
担当

電話

記

筆界特定手続の表示

手順番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

（注） 筆界特定の申請書の写しを添付する。

別記第33号(140(2)関係)

筆通第 号
平成 年 月 日

殿

(地方)法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定の申請を却下した旨の通知について

下記の筆界特定の手続に係る申請は、却下したので、不動産登記規則第24条第5項の規定により、通知します。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番

何市区郡何町村大字何字何何番

別記第34号(140(3)関係)

筆通第 号
平成 年 月 日

殿

(地方)法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定の申請が取り下げられた旨の通知について
下記の筆界特定の手続に係る申請は、取り下げられたので、不動産登記規則
第245条第5項の規定により、通知します。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記第35号(140(4)関係)

筆通第 号
平成 年 月 日

殿

(地方)法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定書の写しの送付について

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、別添のとおり、筆界特定書の写しを送付します。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番

何市区郡何町村大字何字何何番

別記第36号(140(5)関係)

筆通第 号
平成 年 月 日

殿

(地方)法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定をした旨の通知について

下記1の筆界特定の手続について、下記2のとおり筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、通知します。

記

1 筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 甲 何市区郡何町村大字何字何何番(以下「対象土地甲」という。)

乙 何市区郡何町村大字何字何何番(以下「対象土地乙」という。)

2 筆界の現地における位置(範囲)

対象土地甲と対象土地乙との筆界は、別添図面中、○○点と○○点とを直線で結んだ線(○○点、○○点及び○○点を囲んだ範囲)

(注)別添図面は、不動産登記法第143条第2項の図面の写しとする。

別記第37号（140（6）関係）

筆通第 号
平成 年 月 日

殿

（地方）法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定書を更正した旨の通知について

下記の筆界特定の手続について、筆界特定書を更正したので、不動産登記規則第246条第2項の規定により、別添のとおり、更正の内容を通知します。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号
対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

※ 更正書の写しを添付する。

別記第38号(140(7)関係)

筆通第 号
平成 年 月 日

殿

(地方)法務局
筆界特定登記官

職印

筆界特定書を更正した旨の通知について

下記の筆界特定の手続について、筆界特定書を更正したので、不動産登記規則第246条第2項の規定により、通知します。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番

何市区郡何町村大字何字何何番

別記第39号（142関係）

公告・通知管理票

（ ）の公告及び通知

公告年月日 平成 年 月 日

相手方	通知番号	通知発出年月日	備考
	筆通第 号		

筆界特定手続記録							
筆界特定登記官				（地方）法務局			
手続番号		符号	対象土地の表示				
平成 年 第 号 （ 月 日受付）		甲					
		乙					
平成 年 第 号 （ 月 日受付）							
平成 年 第 号 （ 月 日受付）							
符号	申請人		符号	代理人		調査委員	
						補助職員	
符号	関係人及び関係土地		符号	代理人			
						結果	
						平成 年 月 日	
						<input type="checkbox"/> 筆界特定 <input type="checkbox"/> 却下 <input type="checkbox"/> 取下げ	
						保存期限	
						平成 年 月 日	

別記第44号(148関係)

筆日第 号
平成 年 月 日

殿

(地方)法務局
筆界特定登記官

職印

予 納 命 令

下記の筆界特定の手続に関し、不動産登記法第146条第5項の規定により、
手続費用の概算額として、金 円を平成何年何月何日までに納付
してください。

上記期日までに納付されないときは、不動産登記法第132条第1項第9号
の規定により、筆界特定の申請を却下することになります。

記

筆界特定手続の表示

手続番号 平成 年第 号

対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番
何市区郡何町村大字何字何何番

別記第45号（152関係）

筆 日 第 号
平成 年 月 日

（地方）法務局
筆界特定登記官 殿

（地方）法務局 出張所
登記官

職印

筆界特定手続の資料の送付について
何（地方）法務局平成何年第何号の筆界特定の手続の資料を、下記のとおり、
送付します。

記

- 1 対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番に関する資料
- 2 対象土地 何市区郡何町村大字何字何何番に関する資料
- 3 関係土地 何市区郡何町村大字何字何何番に関する資料

別記第46号（155関係）

筆 日 第 号
平成 年 月 日

（地方）法務局
筆界特定登記官 殿

（地方）法務局 出張所
登記官

職印

筆界特定手続記録の受領について

平成何年何月何日付け筆日第何号をもって送付を受けた別紙目録の筆界特定
手続記録（手続番号 平成何年第何号）を受領しました。

別紙目録

第1分類

1 (書類の標目)	枚
2	枚
3	枚
小計	枚

第2分類

1 (書類の標目)	枚
2	枚
3	枚
小計	枚

第3分類

1 (書類の標目)	枚
2	枚
3	枚
小計	枚

合 計	枚
-----	---